

貝塚市

都市政策部 広報交流課
広報広聴担当：岸本・中川
TEL:072-433-7231
FAX:072-433-7233

近畿初 企業版ふるさと納税（人材派遣型）を活用した 人事交流協定を締結します。

「企業版ふるさと納税（人材派遣型）」の活用事例としては、全国自治体で3番目

貝塚市と南海電気鉄道(株)とは、企業版ふるさと納税（人材派遣型）^{※1}の仕組みを活用して、貝塚市が専門知識・ノウハウを有する企業の人材を職員として受け入れ、地方創生事業^{※2}の一層の充実・強化を図ることを目的とし、人事交流協定を締結します。

締結式

日 時：6月29日（火）午前11時～

場 所：貝塚市役所2階 第2応接室

参加者：南海電気鉄道株式会社代表取締役社長、貝塚市長、ほか

※1 「企業版ふるさと納税」は、新たな民間資金の流れを巻き起こし、地方創生の取組を深化させることを目的として、平成28年度に創設された制度で、企業版ふるさと納税（人材派遣型）は、寄附と併せて専門的な知見を有する企業の人材を地方自治体が受け入れることを促進するために、令和2年10月に創設された制度です。（別添参照）
全国では、岡山県真庭市、新潟県に続き、3例目となります。

※2 （1）市内の駅及びその周辺の開発・整備に関すること
（2）紀泉連絡会事業（紀泉地域の広域観光）に関すること
（3）市の重点・主要プロジェクトに関すること
（4）その他、市長が必要と認める事業

問合せ先 都市政策部政策推進課
Tel 072-433-7241
担当：常國

令和2年度「地方創生応援税制(企業版ふるさと納税)に係る大臣表彰」事例紹介

企業版ふるさと納税に関し、特に顕著な功績を上げ、他の模範となると認められる活動を行った企業・地方公共団体に対し、内閣府特命担当大臣(地方創生)が表彰しています。

地方公共団体部門 埼玉県深谷市

郷土の偉人渋沢栄一顕彰×継承プロジェクト



取組概要

市出身の「渋沢栄一」翁の功績を広く周知する企画展等の実施や、渋沢栄一翁ゆかりの施設の整備を通じて、観光振興及び地域活性化を目指す。
 ●渋沢栄一翁が設立に尽力した企業や産業に関する企画展覧会を開催
 ●旧渋沢邸「中の家」の耐震改修工事を実施

ポイント

市の職員が企業に何度も訪問して、企業との信頼関係を築き、寄附以外にも消毒関連機器の無償提供を受けるなど、寄附企業との新たなパートナーシップを構築している。

総事業費

833,079千円 (2019年7月～2023年3月)

本事業への寄附累計額

55,400千円

地方公共団体部門 岐阜県飛騨市

飛騨神岡宇宙最先端科学パーク構想



取組概要

宇宙素粒子観測装置「スーパーカミオカンデ」など、宇宙物理学研究を紹介する展示施設を整備し、最先端の宇宙物理学の魅力を広く伝え、地域のブランド化につなげる。
 ●展示施設「ひだ宇宙科学館カミオカラボ」を整備

ポイント

市長自らが企業を直接訪問して、17の企業から寄附を獲得するとともに、官民学による一体的な取組を行うことで、臨場感のある施設の整備につなげている。

総事業費

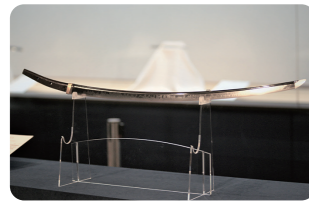
296,460千円 (2017年7月～2019年3月)

本事業への寄附累計額

148,600千円

地方公共団体部門 岡山県瀬戸内市

国宝「山鳥毛」購入活用プロジェクト



取組概要

国宝の備前刀『山鳥毛』を購入し、市の観光資源として活用し、観光振興や、交流人口の拡大を図る。
 ●「山鳥毛」の購入及び企画展示
 ●民間事業による「山鳥毛」関連商品の開発や販売を促進

ポイント

国宝「山鳥毛」を里帰りさせるための購入費用などに充てるため、約1年半で147社に及び多数の企業からの寄附を獲得している。

総事業費

737,360千円 (2018年11月～2020年3月)

本事業への寄附累計額

312,010千円

企業部門 株式会社鹿児島銀行

寄附先である鹿児島県日置市の取組概要

戦国島津ゆかりの地として、「戦国島津」に統一した対外的アプローチを行い、認知度向上による交流人口の拡大を図る。
 ●市職員で、戦国島津氏・家臣に扮する「ひおきPR武将隊」を結成し、県内外でのPR活動を展開
 ●イベント等での甲冑体験やSNS等を活用した情報発信

ポイント

地域の活性化が、同行の継続的な発展にもつながるとの考えのもと、9つの地方公共団体に寄附を行い、他の地域の金融機関などにも参考となる。

寄附先

鹿児島県(鹿屋市、指宿市、垂水市、薩摩川内市、日置市、南さつま市、南九州市、南大隅町)、熊本県

本企業の寄附累計額

227,214千円 (2020年9月30日現在)

企業部門 株式会社ホクリク

寄附先である北海道東川町の取組概要

子どもの自立した人材育成を図るための環境整備や、国際感覚を磨く相互交流等を実施することにより、子どもたちが将来的に人財として東川町に戻るサイクルの構築を目指す。
 ●地域外に進学する学生や、地域外から町へ進学する学生に奨学助成
 ●姉妹都市関係にある外国の高校生と町内高校生を約1ヶ月間相互派遣

ポイント

北海道東川町における子ども達の国際感覚を磨くための国際交流事業などに賛同し、同社の事業や地縁に関係なく、同町に継続して寄附を行うとともに、寄附活用事業に企画立案段階から携わっている。

寄附先

北海道東川町

本企業の寄附累計額

270,000千円 (2020年9月30日現在)



令和2年10月
人材派遣型
創設!



こころざしをカタチにする。

企業版ふるさと納税

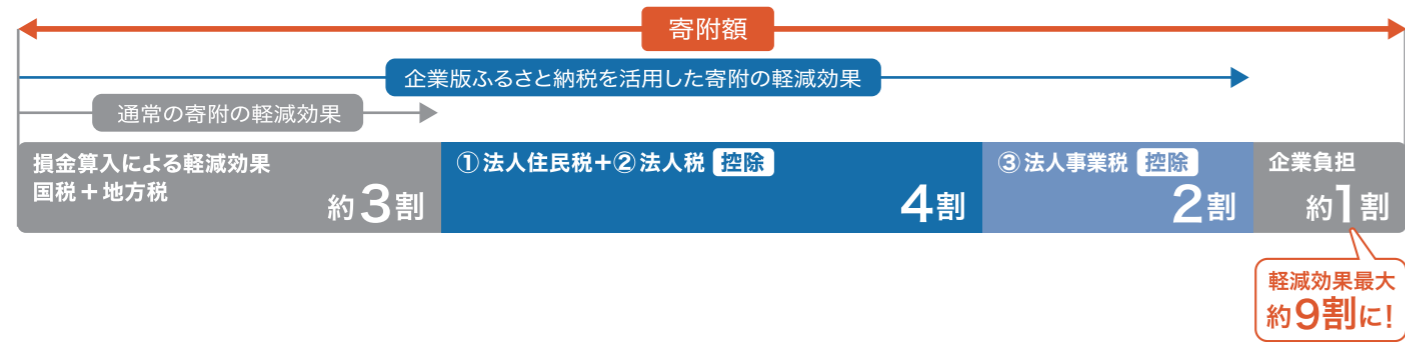


企業版ふるさと納税って？

制度の概要

企業版ふるさと納税は、国が認定した地方公共団体の地方創生プロジェクトに対して企業が寄附を行った場合に、法人関係税から税額控除する仕組みです。

さらに、令和2年度より、地方創生の更なる充実・強化に向けて、地方への資金の流れを飛躍的に高める観点から、制度を大幅に見直しました。これにより、損金算入による軽減効果（寄附額の約3割）と合わせて、最大で寄附額の約9割が軽減され、実質的な企業の負担が約1割まで圧縮されるなど、より使いやすい仕組みとなりました。



税目ごとの特例措置	① 法人住民税	② 法人税	③ 法人事業税
	寄附額の4割を税額控除(法人住民税法人税割額の20%が上限)	法人住民税で4割に達しない場合、その残額を税額控除。ただし、寄附額の1割を限度。(法人税額の5%が上限)	寄附額の2割を税額控除(法人事業税額の20%が上限)

- 主な改善ポイント**
- 税額控除の特例措置の適用期間が令和6年度末まで延長
 - 税の軽減効果が、寄附額の最大約6割から最大約9割に拡大
 - 地域再生計画の認定後、「寄附の金額の目安」の範囲内であれば、事業費確定前の寄附の受領が可能に
 - 地方創生関係交付金や地方財政措置を伴わない補助金・交付金に加え、併用可能な国の補助金・交付金を拡大
 - 地方版総合戦略の抜粋・転記による地域再生計画の申請・認定が可能に

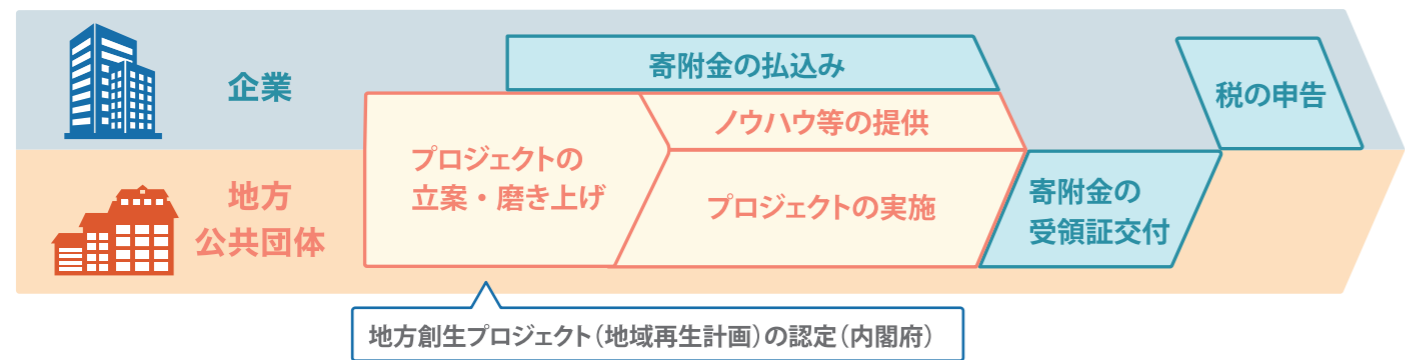
企業にとってのメリット

社会貢献
企業としてのPR効果
[SDGsの達成など]

地方公共団体との新たな
パートナーシップの構築

地域資源などを活かした
新事業展開

制度の活用イメージ



さらに！

令和2年10月に「人材派遣型」を創設しました！

企業版ふるさと納税の仕組みを活用し、専門的知識・ノウハウを有する企業の人材の地方公共団体等への派遣を促進することを通じて、地方創生のより一層の充実・強化を図るものです。

- 企業から企業版ふるさと納税に係る寄附があった年度に、寄附企業の人材を、
- ▶ 寄附活用事業に従事する地方公共団体の職員として任用する場合
 - ▶ 地域活性化事業を行う団体等であって、寄附活用事業に関与するものに採用する場合
- に人件費相当額を含む寄附額の最大約9割に税の軽減効果を受けることができます。



メリット！ 企業

人件費相当額を含む寄附額の最大約9割に税の軽減効果	企業のノウハウの活用による地域貢献	活躍機会の増加による人材育成
---------------------------	-------------------	----------------

メリット！ 地方公共団体

専門的な知見を有する人材の登用で地方創生事業の充実・強化	実質的に人件費の負担なく企業人材の受け入れが可能	関係人口の創出・拡大
------------------------------	--------------------------	------------

制度活用にあたっての留意事項

- 1回当たり10万円以上の寄附が対象となります。
 - 寄附を行うことの代償として経済的な利益を受け取ることは禁止されています。
例：× 寄附の見返りとして補助金を受け取る。× 有利な利率で貸付をしてもらう。
 - 本社が所在する地方公共団体への寄附については、本制度の対象となりません。
この場合の本社とは、地方税法における「主たる事務所又は事業所」を指します。例：A県B市に本社が所在⇒A県とB市への寄附は制度の対象外
 - 次の都道府県、市区町村への寄附については、本制度の対象となりません。
 - i. 地方交付税の不交付団体である都道府県
 - ii. 地方交付税の不交付団体であって、その全域が地方拠点強化税制における地方活力向上地域以外の地域に存する市区町村*
- *首都圏整備法で定める既成市街地・近郊整備地帯など

企業版ふるさと納税(人材派遣型)の活用に当たっては、上記と併せて

- 地方公共団体は寄附企業の人材を受け入れること及び当該人材の受入期間を対外的に明らかにすることにより透明性を確保してください。